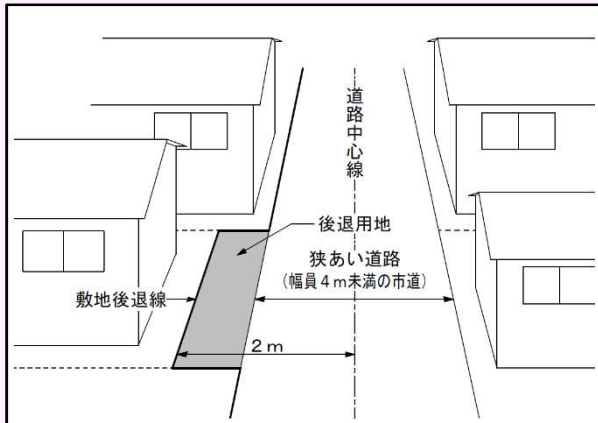


狭あい道路拡幅整備事業

福岡市では、幅員4m未満の市道（狭あい道路）を広げていく「福岡市狭あい道路拡幅整備事業」を個別整備型と路線整備型の2つの取り組みで、実施しています。

1 事業の概要

個別整備型



建築物の建替えの機会等に合わせ、建築基準法に基づく後退用地について土地所有者等と協議を行い、敷地ごとに拡幅整備を進めていきます。

（建築物の建替えでない場合でも、この事業を利用することができます。）

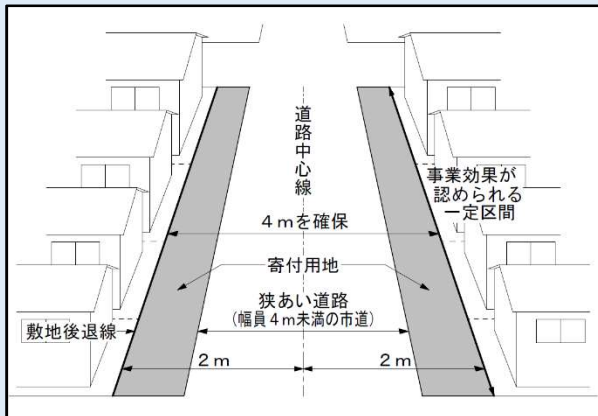
問い合わせ先



個別整備型
ホームページ

福岡市 住宅都市みどり局 建築指導部 建築調整課（拡幅推進係）
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号（市役所4階）
TEL：092-711-4586
FAX：092-733-5584
メール：kenchiku-chosei.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

路線整備型



拡幅整備の事業効果が認められる一定の区間において、地域住民の総意のもと、土地の寄付が得られる場合に整備を行います。

一度に整備を行うことで、安全・安心な生活道路を早期に確保することができます。

問い合わせ先



路線整備型
ホームページ

各区役所へお問い合わせください

東 区	地域整備課(区役所2階)	TEL：092-645-1053
博多区	地域整備課(区役所8階)	TEL：092-419-1057
中央区	地域整備課(区役所3階)	TEL：092-718-1075
南 区	地域整備課(区役所2階)	TEL：092-559-5083
城南区	地域整備課(区役所3階)	TEL：092-833-4073
早良区	地域整備課(区役所2階)	TEL：092-833-4333
西 区	土木第1課(区役所3階)	TEL：092-895-7044
	土木第2課(西部出張所2階)	TEL：092-806-0411

敷地後退がなぜ必要？

- ・建築基準法において、建築物を建築する敷地は幅員4m以上の道路に接しなければならないとされています。
- ・そのため、幅員4m未満の道路に接する敷地に建築物を建築する場合、原則、道路中心線から2mまでの敷地後退が必要となります。

2 事業の対象・手法

個別整備型

事業の対象

幅員4 m未満の市道（市が管理する道路）に接した敷地

なお、以下の場合には事業対象外となります。

- ・法人（中小企業は除く）による申請や分譲・賃貸住宅等、営利目的の建築物を建築する場合
- ・敷地が大規模なもの、後退用地の幅員・延長が狭小なものや、境界確定が困難な場合
- ・道路と高低差があるものや、道路が未舗装・階段状・急勾配の場合

事業の手法

* 寄 付 *

- ・後退用地の分筆などの登記や、道路整備を市が行います。
- ・後退用地の維持管理を市が行います。
- ・後退用地内にある門・塀などがある場合は、市が算定した額を助成します。

* 自主管理 *

- ・後退用地の道路舗装に要した費用に対して、市が算定した額を助成します。
- ・後退用地に係る固定資産税・都市計画税が非課税になります。

路線整備型

事業の対象

拡幅整備の要望が地域住民の総意であり、事業（拡幅）の必要性が認められる区間

- ・車両等の離合が可能となる幅員4 m、延長約20 m区間が確保できること。
 - ・屈曲した道路で見通しが悪く、交通事故の危険性が高い箇所で幅員4 mが確保できること。
- また、道路の整備へ着手するには、寄付用地に係る土地の境界が確定している必要があります。

事業の手法

* 寄 付 *

- ・寄付協力により道路用地となる土地に存在する簡易な塀（ブロック塀などの一般的な塀）やフェンス、立木、看板等の工作物を移設する費用を助成します。
- ・工作物の状況により移設が困難な場合は、既設工作物の撤去及び既設工作物と同等の工作物の新設に掛かる費用を助成します。
- ・道路の拡幅工事に併せて、市が支障となる工作物の移設や撤去、新設を実施する場合もあります。

3 事業の流れ

個別整備型

申請者が行うこと

市が行うこと

寄 付

① 事前協議	登記簿謄本、字図等を準備のうえ、相談してください。
② 現地調査	事業の対象となるかどうか、現地調査を行い判断します。
③ 事前協議の回答	事業締結の条件や、今後の事業の流れを説明します。
④ 事業締結	土地所有者の同意のもと、市と申請者で事業締結を行います。
⑤ 支障物件の撤去	後退用地にある支障物件の撤去を行ってください。（支障物件がある場合）
⑥ 現地測量・設計	現地を測量し、土地の境界確定や道路の設計作業を行います。
⑦ 道路整備	舗装等の整備を行います。
⑧ 土地の分筆・登記	道路として必要な土地の分筆・登記を行います。
⑨ 助成金の支払い	助成金の支払いを行います。（助成金がある場合）
⑩ 維持管理	道路の維持・管理を行います。

自主管理

① 事前協議	登記簿謄本、字図等を準備のうえ、相談してください。
② 現地調査	事業の対象となるかどうか、現地調査を行い判断します。
③ 事前協議の回答	事業締結の条件や、今後の事業の流れを説明します。
④ 事業締結	土地所有者の同意のもと、市と申請者で事業締結を行います。
⑤ 支障物件の撤去	後退用地にある支障物件の撤去を行ってください。（支障物件がある場合）
⑥ 後退用地の道路舗装	後退用地の舗装の整備を行ってください。
⑦ 助成金の支払い	助成金を支払います。
⑧ 維持管理	後退用地を公共の用に供する道路として維持・管理を行ってください。

路線整備型

申請者が行うこと

市が行うこと

寄 付

① 地域からの要望	土地の寄付について土地所有者の同意が必要です。
② 現地調査	事業の対象となるかどうか、現地調査を行い判断します。
③ 事業説明	測量や道路整備など、今後の事業の流れを説明します。
④ 現地測量・設計	現地を測量し、土地の境界確定や道路の設計作業を行います。
⑤ 支障物件の撤去	後退用地にある支障物件の撤去を行ってください。（支障物件がある場合）
⑥ 土地の分筆・登記	道路として必要な土地の分筆・登記を行います。
⑦ 助成金の支払い	助成金の支払いを行います。（助成金がある場合）
⑧ 道路整備	側溝の整備や舗装、交通安全施設等の整備を行います。
⑨ 維持管理	道路の維持・管理を行います。

4 助成金について

個別整備型

R6.4.1

事業手法	助成対象	助成額
寄付	工作物の“移設”及び 立木の“移植”	市が算定した額
	移設が困難な工作物の“撤去・新設” または“撤去”	市が算定した額※
	擁壁の“撤去・新設”	市が算定した額※
	移植が困難な立木の“伐採”	市が算定した額
	水道管、ガス管、排水管等の“移設”	市が算定した額
自主管理	後退用地の道路舗装（整備工事）	市が算定した額

※工作物と擁壁には限度額があります。

（１）工作物の新設に対する助成額の合計は、２００万円を限度とします。

（２）擁壁の撤去・新設に対する助成額の合計は、２００万円を限度とします。

※工作物の新設又は擁壁の新設の助成を受けるときは、緑化に努めてください。

※工作物や擁壁について新設しない場合や、新設による敷地後退が不十分であるが、更に後退することが困難な場合には、撤去に対する助成のみとなります。

留意事項

- ・事業の利用は義務ではありません。事前協議で事業の内容を十分に理解していただいた上で、寄付や自主管理の意思を確認して事業締結いたします。
- ・寄付の場合は、様々な手続きがあるため、基本的に事業完了まで複数年かかります。
- ・敷地後退後において、市で実施する測量の結果、敷地後退不足が判明した場合は、市の測量で示した敷地後退線まで、更に後退していただく必要があります。
- ・その他、事業締結にあたって条件等がありますので、先ずはご相談ください。

路線整備型

事業手法	助成対象	助成額
寄付	工作物（擁壁含む）の“移設” （寄付用地外へ移設する費用）	市が算定した額
	工作物（擁壁含む）の“撤去・新設” （既設撤去・既設同等の新設）	
	立木の“移植” （寄付用地外へ移植する費用）	
	埋設管等の“移設” （埋設管等の移設費用）	
	工作物の“撤去” 立木の“伐採”	

留意事項

- ・工作物の撤去及び立木の伐採のみを行う場合、これらの価値補償は行いません。
- ・大規模な工作物や家屋等の建て替え費用は助成の対象外です。